岩石を採取したい

採石に関する県知事等への登録、認可等の手続き

採石業をはじめるには、知事の登録を受けることが必要です。また、岩石を採取しようとするときは、採取計画の認可申請を行い、知事又は指定都市の長の認可が必要です。

対象者

岩石を採取しようと考えている方

内容

■登録

採石業を行おうとする者は、採石法の規定に基づき、採石業者の登録を受けなければなりません。 この制度は、災害の防止を図るために採石業を行おうとする者の資質面を審査するものです。 登録申請は、事業を行おうとする区域を管轄する都道府県で行ってください。また、登録の際には 「採石業務管理者」の資格を持った者を事務所ごとに配置しなければなりません。

■認可

実際の岩石の採取を行うには、この登録を受けた後、「岩石採取計画の認可」を受ける必要があります。

事業を行おうとする区域が北九州市、福岡市である場合は、北九州市、福岡市の認可、それ以外は 福岡県の認可が必要です。

■採石業務管理者試験

各都道府県が実施する採石業務管理者試験に合格すると「採石業務管理者」の資格が取得できます。 試験は、毎年10月上旬に実施しています。

お問い合わせ先

·福岡県商工部工業保安課 採石係

TEL: 092-643-3438

・北九州市産業経済局農林水産部農林課

TEL: 093-582-2078

・福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課

TEL: 092-711-4846